

京都パラスポーツ指導者協議会会則

第一章 総則

(目的)

- 第1条 本会は障害者スポーツに関わる指導者が連帯して資質の向上に努めるとともに、障害のある人々のスポーツ活動に対する支援・協力を図ることにより、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会等の障害者スポーツ団体の事業推進と、京都地域における障害のある人々のスポーツ活動の普及・振興と健康の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

- 第2条 本会は、京都パラスポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

- 第3条 本会の、事務を円滑に処理するために、事務局を置く。
2 事務局は、会長の指定するところに置き、会長監督のもとに運営する。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- (1) 障害者スポーツの普及・啓発ならびに情報の提供に関すること。
 - (2) 指導者の資質向上のための調査・研究ならびに研修に関すること。
 - (3) 京都障害者スポーツ振興会との連絡を密にし、相互の事業への協力および支援活動に関すること。
 - (4) 障害者スポーツ競技団体（協会・クラブ等）・前記（3）以外の障害者スポーツ団体の育成およびその活動支援に関すること。
 - (5) 地域における障害者スポーツ活動の指導およびその支援に関すること。
 - (6) 指導者の連携強化のための親睦的行事の実施に関すること。
 - (7) 近畿ブロック障がい者スポーツ指導者協議会との提携およびその協力に関すること
 - (8) その他、協議会の目的達成のために必要とする事業。

第二章 会員構成および役員の選任と職務

(会員構成)

- 第5条 本会は、原則として京都府内において居住し、活動する（勤務地のみであっても希望により可）公益財団法人日本パラスポーツ協会に公認パラスポーツ指導者として登録している者及び一般社団法人京都障害者スポーツ振興会等スポーツ団体に所属する指導者等で、協議会の目的に賛同する者をもって組織を構成する。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 理事 若干名
事務局長 1名 監事 2名 顧問 若干名
- 2 会長は、総会において会員の推挙により選任する。
 - 3 副会長は会長が委嘱する。
 - 4 理事は、会員の中から会長が委嘱する。
 - 5 理事長は、理事の中から互選により選出し、会長が委嘱する。
 - 6 事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。
 - 7 監事は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。
 - 8 顧問は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。近畿ブロック障がい者スポーツ指導者協議会等の役員であった者は、前項の規定に拘らず顧問とする。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、顧問を除き2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員の任期中に辞任等があった場合、新役員の任期は前任者の残りの期間とする。

(役員の職務)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した代理者が、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会を開催し、会務の執行を指導する。また、会務の執行に必要な事務等の分担について理事を指名することができる。
- 4 理事は、理事長の指導により会務を執行する。また、会計担当の他、その他、会務の執行に必要な事務等を分担する。
- 5 監事は、本会の事業ならびに会計処理に関し、毎年度監査する。
- 6 顧問は、会務の執行にあたり、会長および理事会より意見を求められた時、適切な指導・助言を行う。
- 7 事務局長は、理事長の指導により会務にかかる事務の処理を行う。

第三章 会議および各種専門部会・地域別組織

(会議)

- 第9条 本会の会議は、総会、理事会、事務局会議とする。
- 2 総会は、年1回、会長が招集し、議長は、会員の中から選出し、協議会の基本的な重要事項に関して審議し、決議する。
- 3 総会は、会員の3分の1以上の請求、もしくは、理事会の決定があれば、会長は招集しなければならない。
- 4 理事会は、会長・副会長・理事で組織し、年2回以上、必要に応じて理事長が招集する。議長は、理事長があたり、総会の決定事項の執行ならびに協議会の運営及び重要な事項に関して協議し、決定する。
- 5 事務局会議は、事務局長・事務局員で組織し、月1回以上、必要に応じて事務局長が招集する。議長は、事務局長があたり、会務を円滑に進めるための事務等について討議しその処理を行う。
- 6 総会がやむを得ない事情により招集できないとき、または総会の議に討すべき時間がないときは、会長は、理事会を総会に代えることができる。
- 7 顧問は、必要に応じて会議に出席し、適時必要な指導・助言を行うことができる。
- 8 議案の成立は、それぞれの会議の出席者の過半数とする。

(各種専門部会)

- 第10条 本会の事業活動の推進に資するため、必要と認めた時、必要に応じて、各種専門部会（事業別、競技種目別等）を設けることができる。
- 2 各種専門部会の細則については、別に定める。

(地域別組織)

- 第11条 協議会の円滑な運営に資するため、必要と認めた時、協議会の下に必要なに応じて、地域別組織（地区協議会等）を設けることができる。
- 2 地域別組織の細則については、別に定める。

第四章 財政および会計年度

(財政)

- 第12条 本会の財政は、「公益財団法人日本パラスポーツ協会」登録者以外の年会費、近畿ブロック障がい者スポーツ指導者協議会からの助成金および補助金、寄付金等をもってこれに充てる。
- 2 会費は、原則として無料とする。ただし、公益財団法人日本パラスポーツ協会に登録して

いない者については、年会費として、1,000円を納めるものとする。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第五章 会員の登録および登録抹消

(登録年度)

第14条 会員の登録（加入）および登録抹消（退会）の取り扱い年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(登録抹消)

第15条 会員の退会事由は、次のとおりとする。

- (1) 本人より退会の申し出があったとき。
- (2) 本会の名誉を著しく汚すなど、会員としての適格性を欠くものと理事会が認めたとき。

第六章 その他

(その他)

第16条 この会則に定めない事項は、会長が理事会に諮り決定する。

- 2 緊急を要する事項は、会長もしくは理事長が理事会に諮り決定する。但し事案により会長もしくは理事長が決定することができる。
- 3 前項において理事長が決定した事項は、遅滞することなく、その旨を会長に報告しなければならない。

第七章 付則

(会則の変更)

第17条 この会則の変更は、総会において出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(会則の施行)

第18条 この会則は、平成17年4月17日から施行する。

令和6年（2024年）6月16日 改訂